

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	日本版レベニュー債の非課税債券化等	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>① 日本版レベニュー債の非課税債券化 地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する社債又は債券のうち「利益連動債」に該当するもの（以下「日本版レベニュー債」という。）を、非居住者債券所得非課税制度及び民間国外債制度の適用対象とすること。</p> <p>② 受益者等課税信託の受託者を「特定振替機関等」とみなすこと 受益者等課税信託の受託者を特定振替機関等とみなして非居住者債券所得非課税制度を適用すること。</p> <p>③ 特定民間国外債に係る販売制限を見直すこと 特定民間国外債に係る販売制限について、租税条約の適用により利子が非課税とされる者を除外する等の見直しを行うこと。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲312 億円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 <非居住者債券所得非課税制度> 海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化を図る。 <民間国外債制度> 我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングを確保することにより、我が国企業の資金調達及び国内金融機関等の資金運用の多様化を図る。		
	(2) 施策の必要性 民間ファイナンスを活用した復興を支援するとともに、我が国金融・資本市場の活性化を図るためには、復興資金の調達に資する日本版レベニュー債を非課税債券化することにより(上記①)、海外投資家の資金を呼び込む必要がある。 また、非居住者債券所得非課税制度及び民間国外債制度の政策効果を十分に発揮させるためには、受益者等課税信託の受託者をみなし特定振替機関等とし(上記②)、特定民間国外債に係る販売制限対象から条約により利子が非課税とされる者を除外すること等により(上記③)、両制度の運用の円滑化・安定化を図る必要がある。		
	今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	政策の達成目標 <非居住者債券所得非課税制度> 海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。 <民間国外債制度> 我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングを確保することにより、我が国企業の資金調達及び国内金融機関等の資金運用の多様化が図られること。 恒久措置とする。 (政策の達成目標と同じ)	

		政策目標の達成状況	<p>現行制度上、日本版レベニュー債は「利益連動債」に該当しうするため発行しづらい状況である。</p> <p>また、政策効果を十分に発揮させるためには、非居住者債券所得非課税制度・民間国外債制度の運用の更なる円滑化・安定化が必要な状況である。</p>
有効性		要望の措置の適用見込み	<p>現行制度の下で非課税債券とされている振替公社債・民間国外債が実際に発行されていることから、非課税債券化された日本版レベニュー債についても投資家が集まることが期待され、地方公共団体傘下の公社等により実際に発行されることが見込まれる。</p> <p>また、現行制度について指摘されている問題点が解消されるため、非居住者債券所得非課税制度・民間国外債制度の利用が一層進むことが見込まれる。</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度の下で非課税債券とされている振替公社債・民間国外債が実際に発行されているように、非課税債券化された日本版レベニュー債も実際に発行されることが見込まれ、地方公共団体傘下の公社等による資金調達が進むことで、復興支援につながることを期待される。</p> <p>また、現行制度について指摘されている問題点が解消されるため、制度が更に円滑かつ安定的に運用されることが見込まれる。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	租税回避の可能性がない日本版レベニュー債を非課税債券化する措置であり、妥当である。また、現行制度について指摘されている問題点を解消する措置であり、妥当である。
置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>&lt;非居住者債券所得非課税制度&gt;  平成20年度(推計) ▲472億円  平成21年度(推計) ▲301億円  平成22年度(推計) ▲271億円</p> <p>&lt;民間国外債制度&gt;  平成20年度(推計) ▲231億円  平成21年度(推計) ▲180億円  平成22年度(推計) ▲141億円</p>

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

<非居住者債券所得非課税制度>

リーマンショックの影響により、非居住者等の国債保有額及び保有割合は減少傾向にあるものの、本非課税措置がなければ、非居住者等による国債への投資意欲は減退すると考えられる。地方債及び社債等については、非課税措置により保有額及び保有割合は増加している。

非居住者等の国債、地方債及び社債等の保有額及び保有割合は、以下のとおりである。

	国債	地方債	社債等
平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)	
平成 21 年度	31.6 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)	
平成 22 年度	36.5 兆円 (5.0%)	0.1 兆円 (0.2%)	4.9 兆円 (3.3%)

<民間国外債制度>

本措置によって、欧米主要国と同様に我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングが確保されることにより、海外投資家による民間国外債への投資の促進に一定の役割を果たしているものと考えられる。

民間国外債の発行額は、以下のとおりである。

	民間国外債
平成 20 年度	1.4 兆円
平成 21 年度	4.4 兆円
平成 22 年度	3.1 兆円

前回要望時の達成目標

<非居住者債券所得非課税制度>

海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。

<民間国外債制度>

我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングの確保、及び、国内金融機関等の多様な資金運用の確保。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

<非居住者債券所得非課税制度>

リーマンショックの影響により、非居住者等の国債保有額及び保有割合は減少傾向にあるものの、本非課税措置がなければ、非居住者等による国債への投資意欲は減退すると考えられる。地方債及び社債等については、非課税措置により保有額及び保有割合は増加している。

<民間国外債制度>

本措置によって、欧米主要国と同様に我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングが確保されることにより、海外投資家による民間国外債への投資の促進に一定の役割を果たしているものと考えられる。

これまでの  
要望経緯

<非居住者債券所得非課税制度>

振替国債の利子については平成 11 年度改正、振替地方債の利子については平成 19 年度改正、振替社債等の利子については平成 22 年度改正において、非課税措置が導入された。また、平成 23 年度改正において、イスラム債として活用可能な社債的受益権を非課税債券に追加するとともに、外国年金信託や組合等を通じて保有する外国法人等も本制度の適用を受けられることが明確化された。

<民間国外債制度>

現行制度は、平成 10 年度改正により導入され。平成 12、14、16、18、20 年度改正により適用期限が延長された後。平成 22 年度改正により、適用期限が撤廃された。